Ⅲ．広告出稿審査の対象とならない個人向け貸付けの契約に係る広告に関する遵守事項等
　１．広告出稿審査の対象とならない個人向け貸付けの契約に係る広告に関する遵守事項等
　２．ラジオＣＭ（個人向け貸付けの契約に係る広告）に関する遵守事項等
　３．チラシ広告（個人向け貸付けの契約に係る広告）に関する遵守事項等
　４．インターネットによる広告等（個人向け貸付けの契約に係る広告）に関する遵守事項等
Ⅳ．誇大広告の禁止等に関する遵守事項及び留意事項等
　１．誇大広告の禁止等
　２．資金需要者等を誘引することを目的とした特定の商品を当該貸金業者の中心的な商品であると誤解させるような表示又は説明
　３．他の貸金業者の利用者又は返済能力がない者を対象として勧誘（広告から誘引すること）する旨の表示又は説明
　４．借入れが容易であることを過度に強調することにより、資金需要者等の借入意欲をそそるような表示又は説明
　５．公的な年金、手当等の受給者の借入意欲をそそるような表示又は説明
　６．貸付けの利率以外の利率を貸付けの利率と誤解させるような表示又は説明
　７．その他適切でないと思われる表現
Ⅴ．企業広告に関する遵守事項及び留意事項等
　１．貸金業の業務に関して行う広告との差異が明確でない広告
　２．屋外広告看板等に関する留意事項

本細則は、貸金業法（以下「法」という。）、貸金業法施行規則（以下「施行規則」という。）及び貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則（以下「規則」という。）等に基づき、協会員の広告についての遵守事項及び留意事項等並びに広告出稿審査に係る審査基準を以下のとおり定める。なお、本細則における用語の定義は、特別の定めのある場合を除くほか、規則で定めるものに準ずる。

Ⅰ．貸金業の業務に関して行う広告に関する遵守事項及び留意事項等

１．総則

⑴　法令等の遵守

貸金業の業務に関して行う広告については、広告の媒体やその種類・形態を問わず、法第16条第１項、第２項及び第５項を遵守する。また、本細則Ⅳ．で定める事項を遵守する。

一般消費者に対して表示を行う広告については、不当景品類及び不当表示防止法その他の適用のある法令並びに告示及びガイドラインその他の準則を遵守する。

また、自己の供給する商品又は役務について一般消費者に対する表示を行っていない事業者（広告媒体事業者等）であっても、例えば、当該事業者が、商品又は役務を一般消費者に供給している他の事業者と共同して商品又は役務を一般消費者に供給していると認められる場合は、景品表示法の適用を受けることから、このような場合には、景品表示法第22条第１項の規定に基づき必要な措置を講じることが求められることに留意しなければならない。

⑵　指定紛争解決機関の表示

貸金業の業務に関して行う広告については、その広告の媒体などに応じて合理的かつ相当な範囲で、協会員の貸金業務に係る指定紛争解決機関として、貸金業相談・紛争解決センターの名称を表示するよう努める。

２．貸付けの条件の広告に関する遵守事項等（法第15条）

貸金業の業務に関して行う広告であって、貸付けの条件について広告をするときは、以下⑴から⑹の事項を明瞭かつ正確に全て表示しなければならない（法第15条第１項、施行規則第12条第１項及び第３項）。ただし、インターネットを用いてこれを行う場合であって、バナー広告等を通して自社ホームページ等に誘導する場合においては、一体性を確保するための措置を講じ、誘導先のページにおいて貸付条件の全てが記載されている限りにおいて、誘導元の広告においてその一部のみを表示する方法も認められるものとする。

また、この場合において、貸金業者の連絡先として、電話番号、ホームページアドレス又は電子メールアドレスを表示するときは、貸金業者登録簿に登録されたもの以外のものを表示してはならない。

なお、「貸付けの条件について広告をする」とは、以下の⑵から⑸までの事項又は貸付限度額、その他の貸付けの条件の具体的内容を１つでも表示した広告をすることをいう（担保の内容等が貸付けの種類名となっている場合にあっては、種類名の表示のみでは当たらない。）。

⑴　貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号（法第15条第１項第１号）

商号の表示にあっては、株式会社を「㈱」、有限会社を「㈲」と省略して表示することを妨げない。なお、登録番号の更新回数の表示は省略することができない。

⑵　貸付けの利率（法第15条第１項第２号）

法第14条第１項に規定するもの。当該貸付けの種類における年率を百分率で少なくとも小数点以下１位まで表示し、また上限の率を表示する。なお、実質年率と表示しても差し支えない。

⑶　返済の方式並びに返済期間及び返済回数（施行規則第12条第１項第１号）

「返済の方式」については、一括返済方式、元利均等返済方式、元金均等返済方式、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式、自由返済方式及びその他の方式の別を表示する。「返済期間」及び「返済回数」については、返済の方式に応じてこれを表示する。

⑷　賠償額の予定（違約金を含む。以下同じ。）に関する定めをする場合における当該賠償額の元本に対する割合（施行規則第12条第１項第２号、第11条第３項第１号イ）

その年率を、百分率で少なくとも小数点以下１位まで表示したものに限る。

遅延損害金の割合が貸付利率と同率であり、かつ、資金需要者等の誤解を招くおそれがない場合は、「同率」と表示することを妨げない。期限前償還の違約金を「賠償額の予定」として定めるときは、遅延損害金の定めとは区別してこれを記載する。

⑸　担保を供することが必要な場合における当該担保に関する事項（施行規則第12条第１項第２号、第11条第３項第１号ロ）

「担保に関する事項」については、供することが必要な主な担保の種類（保証人が必要な場合にはその旨）を表示する。

⑹　貸金業者のホームページ又は電子メールアドレスを表示するときは、貸金業者登録簿に登録された電話番号

３．その他の必要な表示事項

貸金業の業務に関して行う広告であって、貸付けの条件について広告をするときは、資金需要者等の利益を保護するために、以下の事項を表示する。

⑴　審査をする旨
⑵　貸付けの種類ごとの限度額
⑶　礼金、割引金、手数料、調査料等の費用を徴求する場合は、その名称
⑷　「無人契約受付機」「無人契約機」「無人コーナー」等の広告を表示する場合は、「自動契約機」と併記し、自動契約機も店頭と同様の審査を行っている旨
⑸　返済例を表示する場合は、貸付けの利率の上限の率で計算した場合の返済例（※貸付け金額は10万円以上とし、期間については１ヶ月を基準とする）
⑹　不動産担保金融等の利息の他に手数料を徴収する商品において、手数料（事務手数料、融資手数料等）及び期限前償還の違約金を徴収する場合は、その旨及び料率

４．個人向け貸付けの契約に係る広告の遵守事項等

個人向け貸付けの契約に係る広告について、貸金業の業務に関して行う広告については、上記１．から３．までのほか、その広告の媒体などに応じて合理的かつ相当な範囲で、以下の事項を遵守するよう努める。なお、媒体別の遵守事項等については、本細則Ⅱ．及びⅢ．を参照すること。

⑴　個人向け貸付けの契約に係る広告で表示が求められる事項

資金需要者等の利益を保護するために、上記２．に掲げる事項（法第15条及び施行規則で定める事項）のほか、以下の①から④までの事項を表示するよう努める。

①　協会員番号
②　貸金業協会マーク
③　過剰借入れへの注意喚起を目的とする啓発文言（以下「啓発文言」という。）
④　指定紛争解決機関の名称